

# あかしSDGsパートナーズ 登録申請に関するQ&A

2024年(令和6年)3月

## 【1 申請について】

### Q1-1 どのように申請すれば良いですか。

A1-1 オンライン上で必須項目を全て入力して申請してください。

※団体や企業のホームページがない場合は、事業所等活動の概要が分かるもの(会社概要や規約等)を添付してください。

※現在の取組をPRしたい場合は「取組紹介シート」を任意で提出することもできます(入力フォームからダウンロードできます)。

※「修正」と記載のある項目は入力不要です。

### Q1-2 申請できる対象者は誰ですか。

A1-2 本制度の登録に当たっては、以下の要件に全て該当する必要があります。

- (1)本制度の目的に賛同し、「あかしSDGsパートナーズ制度運用要領」を順守する、市内に本店、支店、事務所等の活動拠点を有し、市内で事業活動を行う企業、法人、団体、個人事業主又は教育機関(以下「企業等」という。)であること。
- (2)企業等が市内において、実際にSDGsに関する取組を行っている又は今後行う予定があること。
- (3)暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する企業等でないこと。
- (4)明石市税の滞納がないこと。
- (5)その他公序良俗に反する活動をしていないこと。

### Q1-3 市外に本社があり、市内に支店・営業所等がある場合、本社で申請できますか。

A1-3 市外にある本社からの申請はできません。市内にある支店等で申請してください。

### Q1-4 市内に複数の支店・営業所・工場等がある場合、それぞれで登録するのか一括で登録するのかどちらでしょうか。

A1-4 一括で登録してください(1つの企業等で1つの登録となります)。

**Q1-5 申請にあたり費用はかかりますか。**

A1-5 無料です。

**Q1-6 申請から登録までどれくらいかかるのですか。**

A1-6 登録が決定しましたら、メールにて登録完了をお知らせするとともに、登録証を送付します。申請をされてから登録するまで1~2 か月程度かかります。

**Q1-7 申請内容によっては登録にならないことがありますか。**

A1-7 次の要件を満たしていれば原則登録となります。  
(1)登録の対象者であること。(A1-2 参照)  
(2)必要項目が全て入力された申請をしていること。  
申請内容に不備がある場合等、修正を依頼する場合はメールで連絡します。

**Q1-8 申請書類は手書きしたものを提出できますか。**

A1-8 原則は不可ですが、やむを得ない事情がある場合は受け付けますので、事前にご相談ください。

**Q1-9 申請内容等は公開されますか。**

A1-9 申請内容のうち、「非公開」となっていない項目はオンライン上で「あかし SDGsパートナーズ登録団体一覧」として公開します。  
また、登録した翌年度の4月から実績報告を提出してもらう必要がありますが、そちらも同様に公開します。

**Q1-10 オンライン上で申請できたか不安です。**

A1-10 申請を受け付けましたら、「問合せ先」に入力されたメールアドレス宛に自動で受付完了のお知らせメールが届きます。受付完了メールが届かない場合は、申請ができておりませんので、再度オンラインで申請してください。

## 【2 具体的な記載内容について】

### Q2-1 従業員数としてカウントするのはどの範囲ですか。

A2-1 通常、対外的に公表している事業所等のおおよその従業員数を記入してください（支店で登録される場合は、本社全体の従業員数ではなく、その支店の従業員数を記載してください）。

### Q2-2 具体的な取組は3つ記載する必要がありますか。

A2-2 1つ以上記載があれば結構です。

### Q2-3 自分達の取組をたくさんPRしたいのですが、どうすれば良いですか。

A2-3 「取組紹介シート」を活用してください。「取組紹介シート」には、写真や図を掲載したり、フォントや字の大きさを変更したりと、色々工夫していただけます。